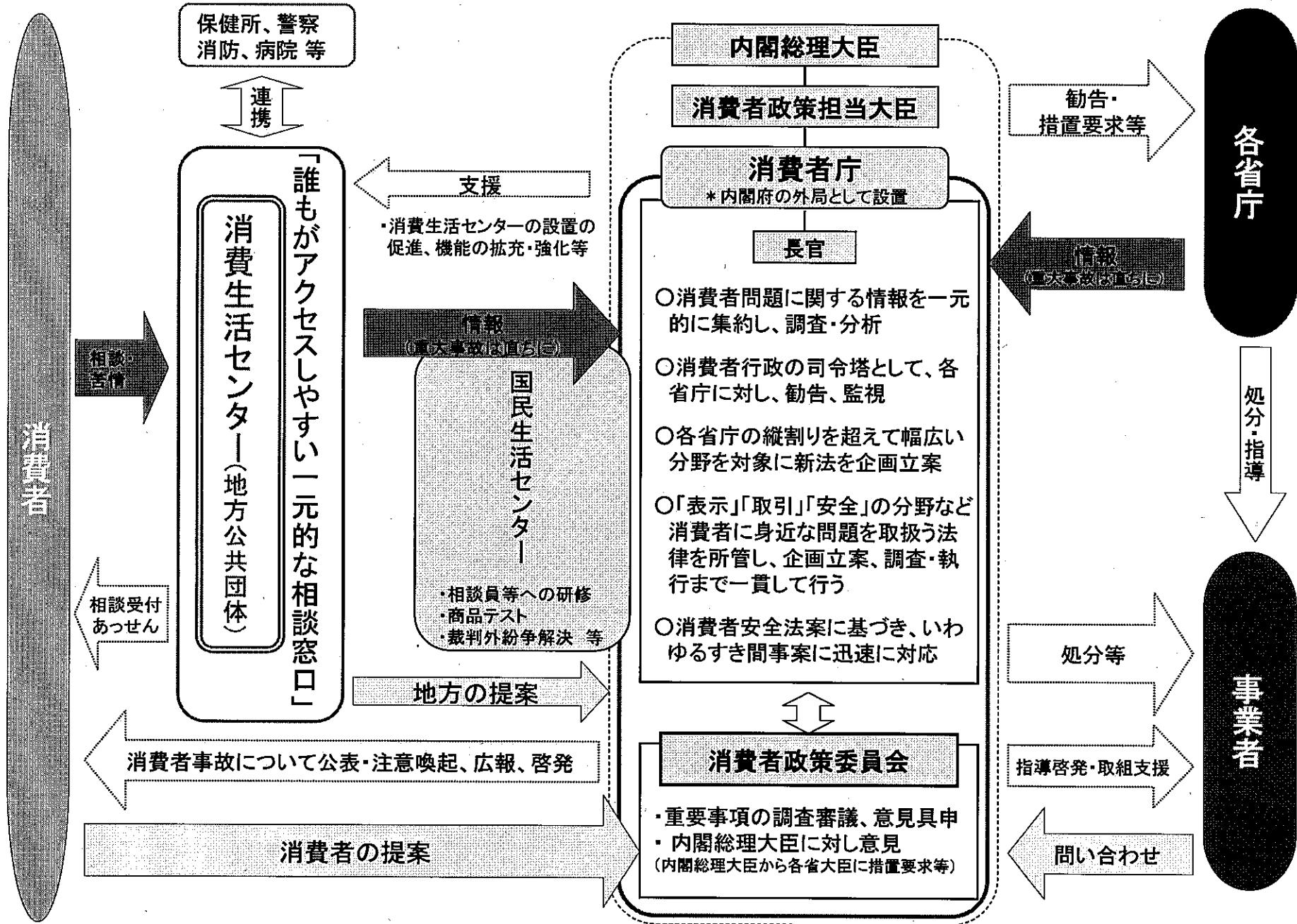


消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ



消費者庁創設に係る概算要求

平成 20 年 9 月
内閣府国民生活局

消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」としての役割を果たすために必要な機能を備えるため、情報の集約分析機能、司令塔機能を整備するとともに、地方消費者行政の充実強化のための支援を実施し、消費生活センター等を一元的な相談窓口と位置付け全国ネットワークを構築する。

総額 182億円

【主な要求項目】

1. 情報の集約分析機能、司令塔機能の整備 15 億円程度

- 消費者からの苦情相談に関する情報や事故情報等を一元的に収集し、分析・情報発信を実施
- 重大事故発生などの緊急時に、関係府省庁と緊密な連携の下、緊急対策本部を設置するなど迅速な対応を実施
- 消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みとして、有識者から成る消費者政策委員会(仮称)を設置

2. 地方消費者行政の充実に向けた支援 80 億円程度

- 消費生活センターの設置の促進、機能の拡充・強化など地方消費者行政の活性化を図るため、地方公共団体向け交付金を創設(40 億円程度)
- 国民生活センターが地方に消費生活相談の専門家を配置して、消費生活センターを定期的に訪問し助言・指導を実施するほか、PIO-NET端末の追加配備、相談員等の研修の充実等によるソフト面、ハード面の支援を実施(40 億円程度)

※国民生活センター運営費交付金の内数

3. 個別作用法の移管・共管に伴う事業の実施 45 億円程度

- 「表示」、「取引」、「安全」に関する業務に関して内閣府国民生活局をはじめとした法律の移管元の府省庁から予算を振り替えて消費者庁で実施

地方消費者行政の充実に向けた支援策について

総額80億円程度

地方の消費者行政部門は、近年、予算・人員の減少もあり総じて弱体化しており、当面、思い切った取組が必要。このため、消費生活相談員の質・量ともに全体の底上げを図るとともに、核となるセンターの重点的機能強化を図る。

地方の主体的取組への支援 (交付金)

40億円程度

地方の実情に応じて柔軟に選択できるメニューを交付金として創設

身近な消費生活相談機会の充実

- 消費生活センターの新設・増設等
1,000万円まで

- 消費生活相談員のレベルアップ等

地域からの提案に対する支援

- 地域が消費者行政活性化計画を提案
都道府県2,000万円、政令指定都市1,000万円、市町村300万円を限度

中核センターの窓口機能強化

- 休日の消費生活相談の実施
- 消費生活相談時間の延長

消費生活相談 全体の底上げ

誰もがアクセスし やすい消費者 相談窓口

核となるセン ターの重点的 機能強化

国民生活センターを活用した支援 (直轄事業)

40億円程度

人材育成、システム配備、専門家派遣等の面で地方の消費生活相談体制の強化を支援

人材育成、ネットワーク強化支援

- 消費生活相談専門家による巡回訪問
- 地方において相談員養成研修の実施

PIO-NET端末の追加配備

500箇所目途

専門的相談への対応力強化

- 弁護士等専門家の配置

中核センターの窓口機能強化

- 国民生活センターの休日の相談の実施

消費者庁設置3法案について

第170回臨時国会

平成20年9月29日提出

○消費者庁設置法案

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

○消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

消費者庁設置法の施行に伴い、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）に定める方針に基づき、関係する個別作用法における内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限等を規定するとともに、内閣府設置法、関係省庁設置法等を改正して所掌事務等を変更するため、関係法律を一括して改正する

○消費者安全法案

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約、消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

消費者庁関連3法案の関係について

組織法

＜消費者庁設置法案＞

- 任務、所掌事務、消費者政策委員会、等
- *これに併せて内閣府設置法を一部改正

作用法

＜関係法律の整備法案＞

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用
- (表示)景品表示法、JAS法、食品衛生法 等
- (取引)特定商取引法、特定電子メール法、
賃金業法、割賦販売法、宅建業法、
旅行業法 等
- (安全)消費生活用製品安全法 等

す
き
間
↑

各省庁所管法

す
き
間
↑

各省庁所管法

(事業者への
措置命令等)

措置要求

(事業者への
措置命令等)

措置要求

＜消費者安全法案＞

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への措置命令等)

消費生活センター活性化交付金事業

総額40億円程度

地方の消費者行政は、予算が大幅に削減され、総じて弱体化している。地方消費者行政を飛躍的に充実させるためには、当面、思い切った取組を行っていく必要がある。

このため、地域の実情に応じて柔軟に選択できるメニューを交付金として創設し、地方消費者行政強化に向けた地域の主体的な取組を強力に支援する。

I. 消費者に身近な消費生活センターの設置・拡充事業

消費生活センター未設置の地方公共団体¹においてセンターを新設、都道府県及び政令指定都市において増設、都道府県及び市町村の既設のセンターの拡充を支援。

消費生活センター新設・増設・拡充のための交付金の対象は、事務所借上げ、事務所改装、パソコン等の事務機器、商品テスト用の機器等、消費生活相談事業を実施するに当たっての必要な経費とする。

- (1) 新設・増設のための経費（1,000万円を限度）
- (2) 既設センターの拡充²のための経費（500万円を限度）

II. 消費者相談窓口の機能強化事業

休日・祝祭日の相談及び平日の相談時間の延長を実施し、消費生活相談の利便性を高める。また、国民生活センター、中核センター（都道府県及び政令市のメインセンター）で実施する消費生活相談員などへの研修に係る旅費の交付等を通じて、消費生活相談員などの能力や処遇の向上を図る。

- (1) 休日・祝祭日の消費生活相談の実施（中核センター）
地方における休日・祝祭日の相談体制を確立するための経費を支援。
- (2) 消費生活相談の時間延長（中核センター）
相談時間の延長を図るために必要な経費を支援。
- (3) 消費生活相談員のレベルアップ（都道府県及び市町村を対象）
相談員が研修に参加するための経費を支援。

¹ 都道府県と市区町村の総数である1,858団体のうちの1431団体。

² 初年度は、既設の消費生活センター538箇所を対象

III. 消費者行政活性化のための地域独自の提案事業への支援

(1) 都道府県・政令指定都市

上記のメニュー以外で地域から提案された独自の消費者行政活性化策を支援。

都道府県にあっては1年当たり2,000万円を限度とし、政令指定都市にあっては同1,000万円を限度とする。

(2) 市区町村

消費者行政の最前線にある市町村が主体となって活性化策を提示。これらの推進に当たり市区町村が必要とする経費を交付。

1件当たり300万円を限度とする。

※ I～IIIの交付金の支給決定に当たっては、消費生活相談員の待遇の改善を前提とするものとする。

国民生活センターによる地方支援事業

総額40億円程度

地方消費者行政支援のための交付金に加え、国の事業として国民生活センターを活用し、専門家配置、人材育成、システム配備等の面で地方の消費生活相談体制の強化を支援する。

I. 人材育成、ネットワーク強化支援

1. 消費生活相談専門家の巡回訪問

国民生活センターが、推薦を受けた経験豊富な相談員を「消費生活相談専門家」として、ブロック内の消費生活センター等の求めに応じて当該センター等を定期的に訪問し助言・指導を実施。

2. 相談員の養成

既存の研修に加え、新たに地方において5週間の相談員養成のための研修を実施。

3. PIO-NET 端末の追加配備

誰もがアクセスしやすい一元的窓口として、広域的な問題や安全に関わる問題等に対応するため PIO-NET 端末機が設置されていない市町村（当面500カ所程度を目指）へ同端末機を配備。

4. 消費生活センターへの相談員の配置

国民生活センターが、都道府県に相談員を配置。配置された相談員は、消費者の安全を確保するための新法等に関する危害情報、相談情報等を収集・整理し国民生活センターへ報告を行うとともに、国民生活センターからの情報の発信、消費者啓発、消費生活センターの相談員への助言・指導等を実施。

II. 専門的相談への対応支援

5. 専門相談アドバイザーの配置

国民生活センターが、各都道府県の士業団体から推薦を受けた弁護士・一級建築士等を「専門相談アドバイザー」として、都道府県・政令指定都市の中核センターに常駐し、高度・専門的な相談について助言・指導を実施。

III. その他

6. 事業者向け研修の実施

中小企業を始めとする事業者の消費者志向の対応を向上させるため、主要都市において、事業者の消費者関連部門に所属している職員等に対し研修を実施。

7. 消費者相談窓口の土日祝日対応

国民生活センターにおいて土日祝日も相談窓口を開設し消費者相談に対応するとともに、緊急性の高い事案について迅速に消費者庁に通報できる体制を整備。

※以上の事業は国民生活センター運営交付金の内数